

第二種製造者さまへのお知らせ

高圧ガス保安法には、製造に係る規定が存在します。公共の安全を確保するため、定期的なご確認をお願いします。

【高圧ガス保安法令の一部（抜粋）】

1 高圧ガス製造の届出（法第5条第2項第2号）

空調・冷凍機械に冷媒ガスとして封入されているガスがフルオロカーボン（不活性のものに限る。）の場合で、その法定冷凍能力が20トン以上50トンのものを使用して高圧ガスの製造をする場合は、製造開始日の20日前までに届出をする必要があります。

※ 空調・冷凍機械に封入されたガスが、機械の内部で高圧ガスの状態になるため、当該機械を設置し使用する場合は「高圧ガスを製造する者」に該当します。

※ 当該届出をした事業者は、法令上「第二種製造者」となります。

2 承継の届出（法第10条の2）

第二種製造者が、その事業の全部を譲渡、相続等した場合、その事業の全部を譲り受けた者、相続人等は、遅滞なく届出をする必要があります。

※ 「その事業の全部」とは、高圧ガスの製造に関することを言い、設置されている空調・冷凍機械について譲渡等が発生した場合、譲り受けた者が承継の届出をする必要があります。

3 製造のための施設の基準（法第12条第1項）

製造のための施設について、位置、構造及び設備を技術上の基準に適合するように維持する必要があります。

4 製造の方法の基準（法第12条第2項）

技術上の基準に従って高圧ガスの製造をする必要があります。

※ 空調・冷凍機械を使用する場合は、設備について異常の有無を点検する「日常点検」を行わなければなりません。

5 設備等の変更届出（法第14条第4項）

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事を行い、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。

6 製造事業の廃止届（法第21条第3項）

高圧ガスの製造事業を廃止したときは、遅滞なく届出をする必要があります。

※ 空調・冷凍設備を撤去した場合等は製造廃止届が必要になります。

7 保安教育について（法第27条第4項）

従業者に対し保安教育を行う必要があります。

8 冷媒ガスの漏えいについて（法第 6 3 条）

冷媒ガスが設備から漏えいした際は、「高圧ガスの漏えい事故」に該当する場合があります。その場合は、法第 6 3 条に基づき遅滞なく事故届書を届出する必要があります。

【札幌市公式ホームページ「申請書・届出書ダウンロードサービス」】

【<https://www3.city.sapporo.jp/download/shinsei/>】